【報告事項②】

令和７年２月１８日

台東区国民健康保険運営協議会

健康部国民健康保険課

**保健事業の実施状況について**

１　特定健康診査

（１）概要

４０歳以上の国民健康保険加入者に対して、国で定める検査項目に独自項目（胸部Ⅹ線検査他４項目）を上乗せし、台東区総合健康診査として実施する。

（２）受診率（令和５年度）

　　・東京都：４３．１％

　　・特別区：４０．７％

　　・台東区：４２．２％（前年度比　－０．６ポイント）

　　　特別区内での順位は１０位であり、令和元年度以降、５年度連続で１０位以内の順位となっている。

（３）受診率向上策

①受診勧奨はがきの送付（到着確認・受診票発送1か月後、未受診者勧奨・10～11月頃）

②健康度セルフチェック支援事業等保健事業内での勧奨

③受診勧奨ポスターの医療機関、町会への配布、区有施設でのポスター掲示

④地域包括支援センターへの受診勧奨依頼

⑤受診勧奨チラシの配布

⑥健診受診を促す注意書きを国民健康保険課窓口のアクリル板に掲示

⑦初めて受診となる、４０歳対象者に向けた到着確認はがきを作成

⑧健康リスクが高い方へ特別な勧奨通知（高リスク者受診勧奨通知）を送付

⑨６０歳未満、６０歳以上の対象者それぞれに向けた未受診者勧奨はがきを作成

⑩健診受診票再発行の電子申請サイトの二次元コードを到着確認はがき・未受診者勧奨はがき・高リスク者受診勧奨通知・受診勧奨チラシに記載

⑪人間ドック利用補助決定通知書送付時に健診受診勧奨の文言を記載

⑫健診受診を促す動画を制作し、ケーブルテレビ、YouTubeにて放送・配信（令和５年度より開始）

⑬区公式X・LINEでの勧奨（LINEは令和６年度より開始）

２　特定保健指導

（１）概要

特定健康診査の結果が特定保健指導判定値に該当し、生活習慣病の発症リスクが高いと判定された方に対し、専門職による生活習慣改善のための支援を実施する。

（２）実施率（令和５年度）

　　・東京都：１３．７％

　　・特別区：１２．４％

　　・台東区：　９．２％（前年度比　＋２．４ポイント）

　　　特別区内での順位は１４位である。前年度から順位、実施率ともに上昇しているが、引き続き実施率の向上に努めていく。

（３）利用率向上策

①利用勧奨の実施

（初回案内の１～２週間後）電話勧奨→（１か月後）通知勧奨→（１か月後）電話勧奨

②日曜面接及びICT面接の実施

③特定保健指導利用周知ポスター作成（医療機関、薬局に掲出）

　④インターネットによる申込受付の実施

⑤利用勧奨のためのセミナー実施

⑥特定保健指導利用を促す動画を制作し、ケーブルテレビ、YouTubeにて放送・配信（令和５年度より開始）

⑦初回面接の際に血管年齢測定の実施（令和５年度から開始）

⑧初回面接参加者へ啓発品の配布（令和６年度から開始）

３　糖尿病重症化予防

（１）概要

糖尿病の合併症および重症化を予防するため、総合健康診査（特定健康診査）の受診結果でヘモグロビンA1cの値が６．５％以上かつ糖尿病での医療機関受診が確認できない方に、医療機関と連携した保健指導を実施する。

なお、令和５年度より後期高齢者医療制度加入者も対象に実施している。

（２）利用率向上策

①医療機関受診・保健指導利用勧奨の実施

（初回案内から１～２週間後）電話勧奨→（２か月後）通知勧奨→（翌年度）通知勧奨

②土・日曜面接及びICT面接の実施

③糖尿病重症化予防保健指導利用周知ポスター作成（医療機関、薬局に掲出）

④疾病に対する理解と保健指導の利用を促すための動画を制作し、ケーブルテレビ、YouTubeにて放送・配信（令和６年度より開始）

⑤初回面接の際に血管年齢測定の実施（令和６年度から開始）

（３）糖尿病未受診者対策

　糖尿病重症化予防事業と一体的に実施している。対象者は重症化予防事業と同じで、医療機関の受診勧奨通知を送付する。

４　その他の事業

別紙「台東区国民健康保険保健事業一覧」を参照